

北根室ランチウェイの観光資源化プロセスによる 地域社会への影響に関する研究

Research on Tourism Resource Development Process of North Nemuro Long Trail
and its Influence on the Local Community

岩本 晃典*

Akinori IWAMOTO

要 旨

歩く行為は、観光の歴史において手段として捉えられてきた。しかし近年、その手段としての意味合いが変化してきた。時代的な観光の変遷によって「地域課題」を克服して地域活性化に寄与するという要素が歩く行為に付帯されたのである。本稿では、そういった歩く観光に着目し、構築主義的アプローチから様々なアクター（主体）同士の関係性を明らかにした上で「地域課題」を捉え直す。そして公共空間における利用の強弱を「本源的所有」という概念で明確化することによって、「地域課題」が顕在化した要因について検討する。
<キーワード>: 歩く観光、北根室ランチウェイ、構築主義的アプローチ、本源的所有

1. はじめに

1.1 研究背景

観光において、歩く行為は手段で在り続けた。観光の起源となっている巡礼において歩く行為は礼拝を行うための手段であったように、歴史的に見ても歩くことは手段化された当たり前の行為だったと言える。

19世紀になり、交通技術の発展に伴って、汽車や車、電車や飛行機などより高速な移動手段が生まれ、交通手段が円滑化されていく中で、観光は国と地域を跨ぎながら拡大していった。マス・ツーリズムと呼ばれる、大衆観光の勃興である。そういったマス・ツーリズム時代の片隅で歩く行為はさらに手段としての意味を確立し、普遍化していった。マス・ツーリズムによって、徒歩は長距離を移動する手段として非効率だという認識を大衆に定

*北海道大学 国際広報メディア・観光学院 観光創造専攻 修士課程
札幌バルエポック製菓調理専門学校 非常勤講師

着させたとはいえる。また移動速度に焦点を当てると、徒歩は車や飛行機などの効率的で高速な移動手段と比較され、日常的な速度の動作として対象化されたのである。

歴史的な観光の変遷ではその後、マス・ツーリズムがもたらした様々な社会問題へのアンチテーゼとして、オルタナティブツーリズムが提唱された。オルタナティブツーリズムとは、マス・ツーリズムの課題を克服し新たな観光となるものと定義されている。マス・ツーリズムの批判によるオルタナティブツーリズムの提唱により、さまざまな新しい観光のあり方が模索されてきたのである。

現代観光の潮流は「交流による創造」のメカニズムの実践が、新たな観光のあり方（岡本2001）だと言われている。このような交流を目的とする観光は地域の生活空間に滞在し地域と交流するため、一般に滞在交流型観光とも言われている。

こういった滞在交流型観光が脚光を浴びる中で、まちづくりや地域づくりとしての観光政策において、歩く行為そのものが主題に上がることが多くなってきた。それは国家による政治的な力が大きく作用している。

国が推し進める「地方創生」によって地方創生大臣の役職が新設され、それを担う「まち・ひと・しごとの創生本部」が設置されたことがその観光の促進に影響している。中長期的に法的にも財政的にも地方衰退を食い止める手段として、観光を活用したまちづくりや地域づくりが注目を浴びていることが背景にある。観光庁の調査では、「地方において地域振興策の新たなアプローチが必要。観光による交流人口の増加の拡大は地域経済の起爆剤」（観光庁2010）とある。国家は、交流人口の増加や移住によって衰退しているとされる地域の社会体制を観光という手段で再構築していくことをビジョンとしてそうしているのであろう。

金(2018)は、K-POPと国家の関係性にある力関係を「ソフト・パワー」の概念を使い、「軍事力や経済力のような『ハード・パワー』とは違って、人びとの好みを形づくる魅力と誘惑を用いて、自国が望む結果を他国にも望むようにさせる力のことを指す」（金2018：150）と解説している。対象は異なるが、現行の観光政策においてこのような力学が存在しているだろう。国家が想定する過疎化や少子高齢化といった社会問題の解決として、また「地方創生」の手段として観光は、国家と地方、地域同士の関係性の間に「ソフト・パワー」的な作用を誘引している。

そういった社会背景によって、歩くことを目的とした観光が脚光を浴び、まちづくりや地域づくりと関連しながら拡大を続けている。近年では、ロングトレイルやフットパス、

オルレ、まち歩きなど様々な歩く行為それ自体を観光目的とし、地域の活性化の手段として活用することが期待されてきている。

1.2 研究目的

「人文社会学の研究領域において歩く行為は、これまであまり焦点が当てられてこなかった。身体という点からみれば、歩行の歴史は二足歩行への進化と人体の解剖学の歴史だ」(レベッカ2015)が、普段の生活において、徒歩は非常にありふれた行為であるからだ。

「徒歩者を表すPedestrianという英単語の語源が「ありきたり」を意味するように、徒歩はただ右足と左足を交互に出す単純な動きであり、土器製作や舞踊のように技術の修練が問題とならないことも、身体性に注目する研究領域においてもなお、徒歩にそれほど光が当てられてこなかった理由の一つであると考えられる」(土井2015)。

歴史学者であるレベッカ(2017)は、歩行の歴史は想像力と文化の一隅を占めると述べている。また、そういった想像力は二本の足が踏みしめていく空間を変容させると同時にそこから影響を受けてきたと後述している(レベッカ2017)。

コモンズ研究の領域では、廣川(2013)が行う「フットパス」という歩く観光まちづくりの手法を分析し、観光客が歩くことによって地域の伝統文化が再価値化されていくという研究がある。また近年、ロングトレイルやフットパス、オルレ、まち歩きなどの歩く観光は地域活性化のよりよい手法であるという言説も頻繁に聞かれるようになった。

先行研究や言説から分かるように、歩く行為が地域の空間的変容を促すことや、歩く観光が対象地域の空間や文化に「地域課題」の解決や地域活性化など、何らかの影響を与えることが明らかになってきた。本論において「地域課題」とは、地域開発に伴って発生する新たな社会的利害関係や社会的コンフリクトという意味で用いることとする。

本研究での問題意識は、上記のような歩く観光における「地域課題」そのものをどのように扱うかというアプローチを再検討するところから始まっている。

これまでの歩く観光における研究や国家の政策、行政やメディアの言説では「地域課題」を自明のものとするアプローチが多くみられる傾向にある。つまり「地域課題」そのものが地域にあり、それを解決する手段として歩く観光が適切であるといった見方である。

しかし、「地域課題」は自明なのだろうか。キッセとスベンサーは社会問題を次のように解釈している。

「社会問題は、なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレイムを申し立てる個

人やグループであると想定できる。ある状態を根絶し、改善し、あるいはそれ以外の形で改変する必要があると主張する活動の組織化が、社会課題の発生を条件づける。社会問題の理論の中心的課題は、クレーム申し立て活動とそれに対応する活動の発生や性質、持続について説明することができる」(キッセ、スペンサー 1990 : 119) と。

つまり社会問題を捉える視座として、構築主義的アプローチが存在するというのである。

本研究の視座は、対象地域に存在するアクター（主体）同士の関係性によって規定される「地域課題」を構築主義的アプローチから分析することである。歩く観光によって様々な人々が地域を利用することで生まれてくる影響が地域には必ずある。その影響を受け、地域のアクターによって「地域課題」として構築される過程を分析することが今後の歩く観光研究には必要であろう。

本稿では、北根室ランチウェイというロングトレイルを事例に、そのルートが通過している土地の所有者や北根室ランチウェイに関係するアクター、観光客に焦点を当てる。そしてアクターの思考や立場の違い、通過するルートの変化によって「地域課題」が顕在化した要因を明らかにすることが目的である。

1.3 研究手法

研究手法は、半構造化インタビューと参与観察を採用した。また2018年10月に3日間の調査を行っている。インタビュー調査の対象者は15名で、内訳は行政関係者5名、観光協会3名、「歩く道をつくる会」メンバー3名、酪農家4名である。聞き取り調査の主な内容は、北根室ランチウェイの活動内容や課題、中標津町の観光の現状、そして今後の展望などに関してである。

2. 事例の概要と分析

2.1 北根室ランチウェイとは

北根室ランチウェイとは、中標津空港からJR美留和駅までを結ぶ広大な牧場地帯を通る全長71.4kmのロングトレイルである。中標津町、標茶町、弟子屈町3つの行政区分を横断するこのトレイルは、中標津の雄大な自然景観だけではなく、酪農家の牧場を近距離で歩くことができる。一般にKIRAWAYと略されることもある。

自身も酪農家であり、北根室ランチウェイの創始者であるA氏は、2005年からコースの

北根室ランチウェイの観光資源化プロセスによる 地域社会への影響に関する研究

制作を始め2006年に中標津に「歩く道をつくる会」を設立し、代表として7人のメンバーとともに北根室ランチウェイを起草した。

そして6年もの歳月をかけ、2011年に全長71.4キロメートルのルートを開通させた。北根室ランチウェイは、英国のフットパスに着想を得ている。このルートの策定のためにA氏は、イギリスの北部のスコットランドやコッツウォルズの地域へ行ったり資料を読んだりしながら北海道におけるロングトレイルの構想を練っていた。現在もA氏を中心に数名の「歩く道をつくる会」のメンバーにより、コース整備と維持をしているのが現状である。

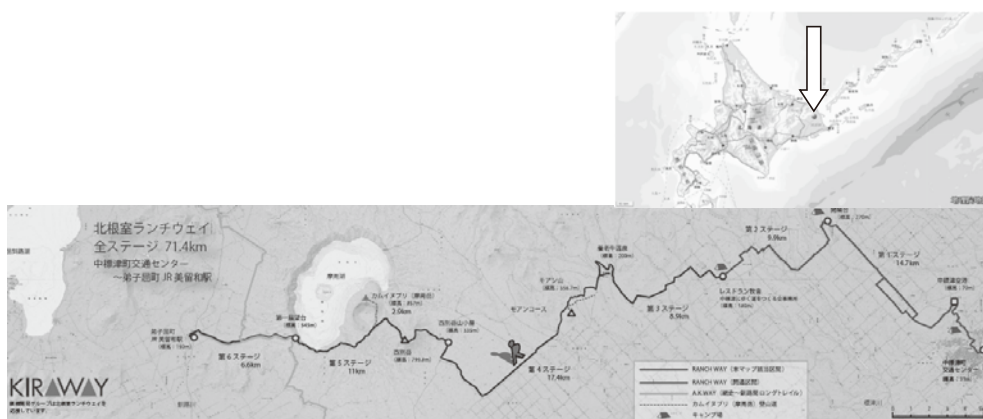


図1 北根室ランチウェイの位置と全体図

国土地理院の地理院地図を基に、筆者作成 (<https://maps.gsi.go.jp/>)

北根室ランチウェイ公式ホームページより引用 (<http://kiraway.net/>)

また、北根室ランチウェイは多様なメディアによって紹介された。2013年2月10日NHK BSプレミアム桃源紀行ワイドでは、冬の絶景ロングトレイル紀行「神秘の摩周湖」で1時間ほどの番組として取り上げられ、2015年8月20日NHK総合の番組である日本紀行にてその全貌が紹介された。さらに2017年11月23日にも、NHK BSプレミアムで「日本ぶらり鉄道の旅紅葉スペシャル」として取り上げられた。その他、北海道新聞をはじめ、各新聞社や雑誌に取り上げられ、様々なメディアによって北根室ランチウェイの存在が公表されてきた。

メディアの影響もあり、近年は中標津町の観光資源として町役場や観光協会といった主体が公式的に管理や運営に参画してきている状況である。町役場によれば、北根室ランチウェイの利用者の増加に伴って、地域の基幹産業への影響に対する懸念が発生してきたという。国家主導による格子状防風林の設置もなされたという歴史があるように、中標津町

は農業や酪農が盛んな地域である。牧場を通過するルートが見どころとされているこの道は、その特別感が観光体験の魅力である一方で、口蹄疫や疫病といった産業への大きな被害が農業者や酪農家の間で懸念されてきている。当初は通過する農家の合意の下に利用が容認されてきたが、現在では一部の利用者と地権者との問題や農家や酪農家の世代交代による志向性の違いによって、ルートの変更を余儀なくされることもある。当初数人の取り組みの中で生まれた道は、利用者の増加や地域内の様々な主体を巻き込む中で、観光資源としての価値を有していったのである。

2.2 北根室ランチウェイを取り巻く主体と「地域課題」

このように北根室ランチウェイは観光資源化してゆく中で地域社会に存在する多様な主体が複合的に参画し、今後の管理や運営に関与しつつある状況だと言える。以下、北根室ランチウェイを取り巻く地域の多様な主体を視覚化して説明したい（図2、図3）。

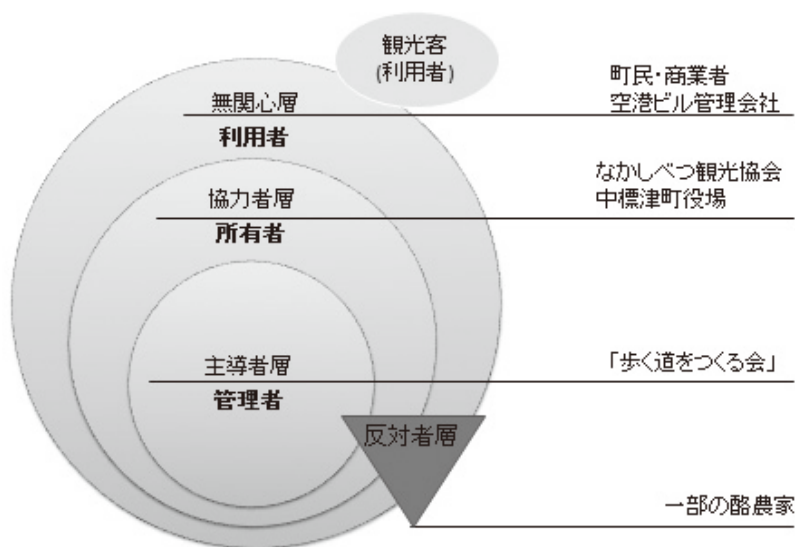


図2 北根室ランチウェイにおける関係主体図

インタビュー調査に基づき、筆者作成

まず図2では、インタビュー調査の分析として、地域社会に存在する各アクターを北根室ランチウェイへのかかわりの度合いに応じて主導者層・協力者層・無関心層に細分化した。また、反対者層と観光客をそれぞれ分けて図で表している。

北根室ランチウェイの観光資源化プロセスによる
地域社会への影響に関する研究

ここで明らかになったことは、各アクターの属性がそれぞれの関係の中で構築されてきているということである。その属性は、管理者・所有者・利用者の3つであることが分かった。

円状に存在するアクターは、主に管理者としての属性を強く持つ人々である。直径の最も小さな円は管理者、中間の円は所有者、最も大きな円は利用者の属性を主に有していると考えられる。

また反対者層は、所有者としての属性を強く持つ人々である。さらに農地を所有しているため、農道や北根室ランチウェイの通過する私有地の利用頻度は当然ながら高い。そのため、管理や利用の枠にも関与している。観光客は主に利用者の属性を有しているが、地域内のアクターとしての要素は低いと考えられるため、図のように表現した。

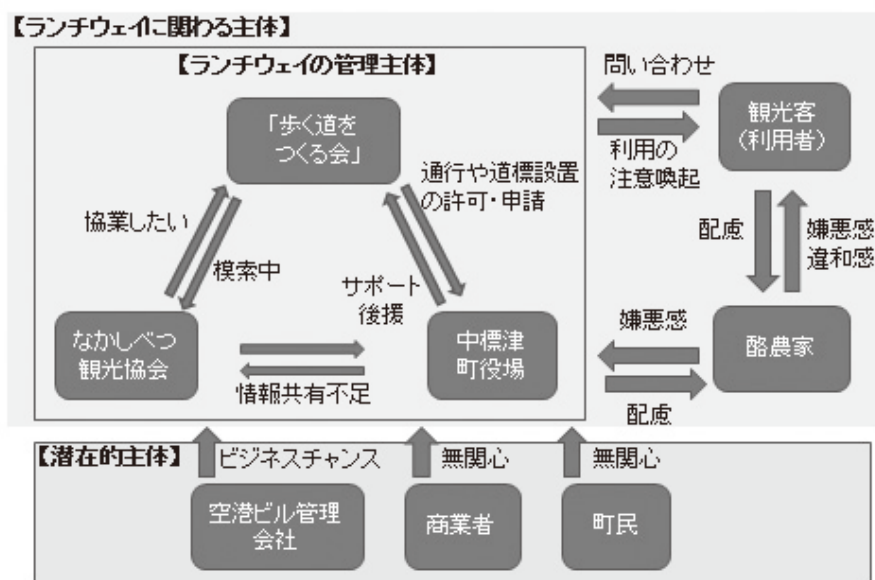


図3 北根室ランチウェイに関わる主体の関係図
インタビュー調査に基づき、筆者作成。

さらに図2で現した内容を、各アクターの関係性に着目して図3のように表現した。

現在、北根室ランチウェイの管理主体は3つ存在している。創始者とサポーターからなる「歩く道をつくる会」・中標津町役場・中標津観光協会である。現状として、実質的に道の草刈りやコースサインの設置、メンテナンスなどは「歩く道をつくる会」が行っている。また中標津町役場はルートが設定されている町道利用の許可申請やコースサインの設置に

おける申請などといった事務手続き等を担っている。しかし、「歩く道をつくる会」の管理の全貌を把握できていないことも多く、許可がまだなされていないルートがあることやコースサインが申請されていない箇所に設置されていることなどといった「地域課題」がこの3者間において顕在化している。

さらに潜在的主体が存在していることが明らかになった。中標津町には空港があり、周辺地域の空路による移動の玄関口となっている。札幌と中標津を結ぶ便の他に東京と中標津を結ぶ便があり、毎日就航している。中標津空港の空港ビル管理会社は、北根室ランチウェイをビジネスチャンスと捉えているようだ。しかしながら、実際に観光のツールとして活用できていないのが現状であり、空港ビル管理会社は関わり方を模索している。また町の飲食店や温泉、ホテルなどの事業者や観光に関わらない一般町民は関心が薄く、以前開催した地域向けのランチウェイイベントには町民の参加が少なかったという。そういった面では、潜在的主体における認知度の低さが「地域課題」として明らかになった。

そして現在、北根室ランチウェイの管理主体側が最も懸念しているのは、観光客と酪農家における「地域課題」である。中標津町役場の職員によれば、「近年は年間約3000人がこのランチウェイを利用するようになった。しかし、歩く人々の絶対数が多くなるにつれて、利用のルールやマナーを守らない利用者も増加してきた」と言っていた。

ある酪農家からは、「観光客が中標津に来てくれることは良いことであるが、北根室ランチウェイだと疫病が蔓延する危険性があるので、別の方法で酪農文化などを伝えていった方が良い」といった意見や、「私有地や農道ではないところを通過した方が良い」という意見を聞いた。

一方で、四国から訪れたという北根室ランチウェイの利用者の意見では、「第1ステージから第2ステージにかけて歩いたが、非常に景観も良く歩くにはとても良いコースだ。酪農家の牧草地を優雅に通過できることは、この地域らしさを感じ取れる大きな魅力だろう」と話していた。

また最近、創始者であるA氏は北根室ランチウェイが通過している酪農家から直接苦情や心無い言葉を受けたという。A氏によれば、「利用者の増加とそれに伴うルール違反の蓄積によって酪農家は北根室ランチウェイに対して嫌悪感を抱くようになり、彼らは“観光客は危険である”と認識しているような状態である」と話していた。

上記のインタビュー結果によって、酪農家と利用者の間では、北根室ランチウェイにおける意識や考え方のズレがみられることが明らかになった。また、北根室ランチウェイが

北根室ランチウェイの観光資源化プロセスによる
地域社会への影響に関する研究

通過している土地を所有する一部の酪農家の意見からは、私有地や農道といったキーワードが頻繁に挙がる傾向にある。そこで次節では北根室ランチウェイのルートにおける土地所有の区分とその変化を明確化してゆく。

2.3 公共空間と北根室ランチウェイの関係性

次に、利用者が通過しているルートの所有区分を私有と公有の二つに大別してみようとする。今回はインタビュー調査や参与観察を行った第2ステージを、その区分の対象として取り上げる。分析では第2ステージのルート変更の変遷も考慮に入れながら、私有と公有の所有がどのように変遷してきたのかを捉えることで、インタビューから得られた違和感や嫌悪感といった「地域課題」の原因となるものが見えてくると考えるからである。

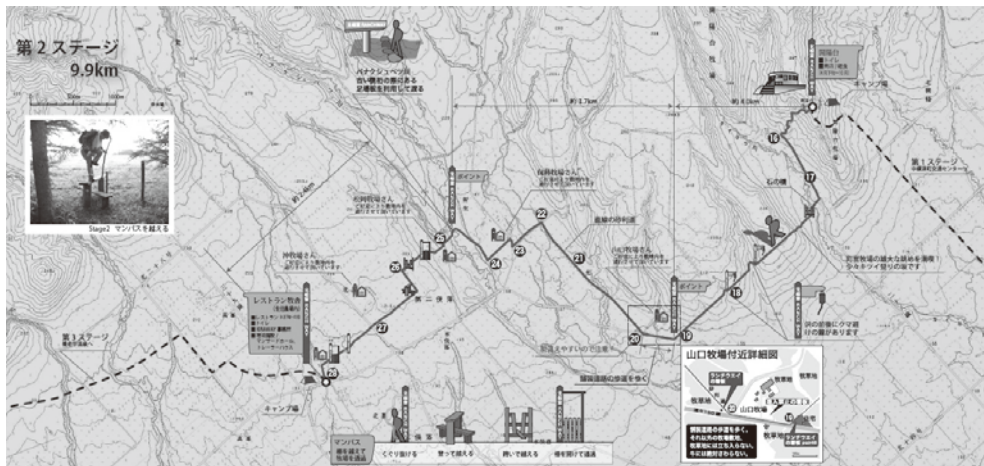


図4 北根室ランチウェイ第2ステージ公式マップ

北根室ランチウェイ公式ホームページから引用 (<http://kiraway.net/>)

図4は、2018年11月にルートが変更される前のマップである。ルートは2018年11月に2回のルート変更が行われている。その後、以下の図5のルートへ変更となった。この変更後の図を私有と公有に分けてみる。

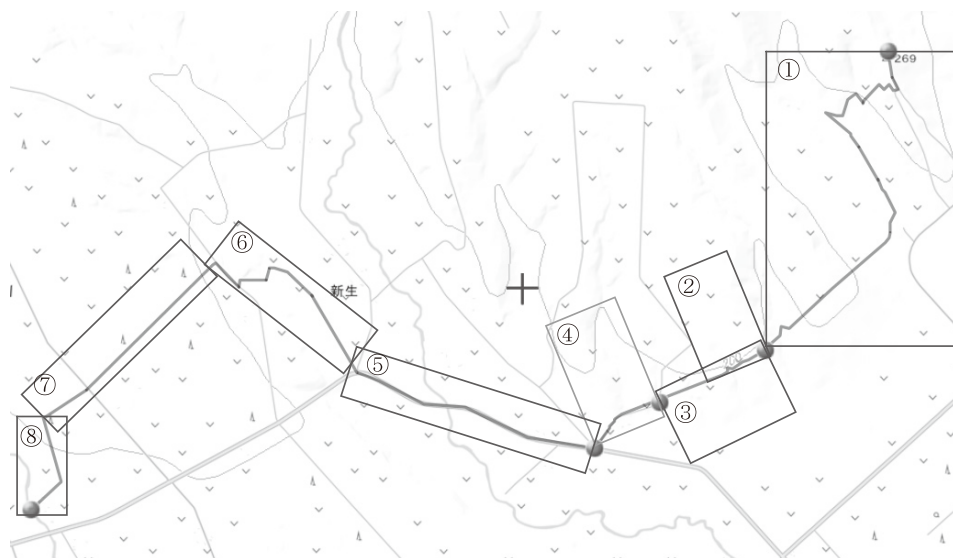


図5 北根室ランチウェイ第2ステージ ルート変更後の土地所有区分図（2018年12月現在）

国土地理院の地理院地図を基に、筆者作成（<https://maps.gsi.go.jp/>）

表1 北根室ランチウェイ第2ステージ所有区分表 筆者作成

番号	名称	所有
①	開陽台牧場（町営）	公有
②	学校林	公有
③	普通林（町有林）	公有
④	山口牧場	私有
⑤	道道 150 号線	公有
⑥	農地	私有・公有
⑦	保安林（町有林）	公有
⑧	佐伯牧場	私有

表1に図5における私有と公有の違いを記載している。

①は、中標津町役場が管理を行っている開陽台牧場を通過するルートになっている。公有地や公道を通過しているため、コースサインは許可申請を行い設置している。

北根室ランチウェイの観光資源化プロセスによる
地域社会への影響に関する研究

②は学校林③は保安林を通過している。私有地が隣接しているため、「歩く道をつくる会」が保安林内を通過するように呼びかける看板(写真1、写真2)を設置していたり、ガイドが注意を促したりして私有地への侵入を防ぐ配慮を行っていた。



写真1 進入禁止立て看板

写真2 ランニング禁止のサイン

筆者撮影(2018/11/2)

④に関しては、私有地を通過する場所もあるようなルートである。図4のマップには牧場主の「ご好意により、敷地内を通過させて頂いています」という記載があるように、私有の農道を通過し、牧場内の空間を歩くことがあるルートであった。

⑤は、都道150号線の歩道を通過するルートであった。他のルートとは違い舗装された道を歩くルートになっており、道の両脇は酪農地帯が広がっている風景であった。

⑥は農地と農道を通過する私有と公有が複合的な道であった。2つの牧場の間を通過するルートであるため、このようなルートになっている。また、私有地か公有地かはっきりしない場所もあるということも発見できた。

⑦は、格子状防風林の中標津町役場が管理する防風林を通過している。

⑧は、創始者Aが経営する牧場を通過し、その牧場中で第2ステージは終了しているといった現状である。

このように、北根室ランチウェイは公私が多層的に所有する様々な主体の土地や道路を通過して構成されていることが分かる。

2018年11月に大きなルート変更があった⑤と⑦のコースに着目してみよう。このルート⑤と⑦は、変更後のものである。ルート変更以前は牧場を通過することが許可されていたが、今回の変更後、公共空間を使用するように再設定されていた。利用者の数の増加と

酪農家からの要請に伴って、「歩く道をつくる会」が主導で変更を行ったのである。

このように私有からより公有へと変更されたルートは、地図上では誰もが利用できるような設定に変更された。このような地域内部の微視的次元において「歩く道をつくる会」が中心となって「地域課題」解決に取り組んでいることが分かる。

しかしながら、北根室ランチウェイを実際に歩いていく過程で、酪農家と「歩く道をつくる会」の関係者間での対話では、また新たな議論へと進展していることを聞き取ることができた。それは、私有の空間だけでなく公共空間に対しても観光客の利用を制限するような言説があるということだ。例えば、参与観察の結果では、酪農家から「農道は大きな車両が通るので控えてほしい」という意見を聞いた。ガイドをしている町役場のBも「時期によっては公道や農道に対しても、酪農家への配慮を行うように」といったアナウンスもあった。また第3ステージも同様に、公道を通過するルートが農機具やトラックなどの大型機械が通過するため、安全のためにもルート変更をしてほしいという要請があった。もちろん、公道は生活者だけでなく町民や観光客も利用できるのである。だが、上記の言説からその公共空間の利用における権利の強弱が、観光客と酪農家だけでなく、中標津町役場やその他のアクターにも存在していることが一層顕在化してきたと考えられる。

北根室ランチウェイのコース変更や観光資源化の過程において関わるアクターも拡大したため、公共空間というより巨視的次元へとアクターを捉えるフレームが拡大した。よって、巨視的次元から見た異なるアクターの関係性の中で「地域課題」が顕在化したと言えよう。

公道や公有地のような公共空間における人々の所有意識は、どのように解釈できるだろうか。北根室ランチウェイにおける巨視的次元での「地域課題」を顕在化させている要因は、所有意識の中にあると考えられる。次章ではその所有意識について考察していく。

3. 考察

3.1 本源的所有

もともと、創始者A氏が北根室ランチウェイの着想を得たというイングランドやウェールズ、スコットランドを中心としたイギリス社会では、Right of way（以下、歩く権利と記載する）が存在している。その権利が付帯されている道であれば公有地や公道のみならず私有地や私道でさえ、歩くことが許可されている。またこの歩く権利に基づいて地図に記載されている道は、所有者の管理責任があるため、歩くことができるような整備を行わなければならない。

北根室ランチウェイの観光資源化プロセスによる
地域社会への影響に関する研究

このような合法化された道は「Foot path (フットパス)」と呼ばれ、通行が権利化されたものとしてイングランド各地に網目状に存在している。現在は「歩く文化」として社会的に認知され、人々は生活の一部として無意識的に利用している。しかし、イギリスにおける「歩く文化」と日本にとっての「歩く文化」を比較すると、我々が法律の下にある万人の権利として私有地を徒歩で通過する行為は理解することは難しく、違和感が残る。

日本に居住している人にとって、私有地を無許可で歩くことは、非常識な行為であるだろう。それ以上に、例え公有地であっても、無意識的に入ることに違和感をおぼえる場所や道はあるはずだ。例えば農道や、生活道、公園や宗教施設など自らの生活空間と離れた場所である。

そういった感覚や思考は、「本源的所有」(鳥越1997)が関係していると考えられる。それはある主体の実践的働きかけが、所属する共同体に承認されることで得られる所有のことを指している。藤村(2006)はそれを、「人びとの行動や了解という次元でみると、近代法の適応以降においても、土地は基本的にその土地に働きかけてきた者に権利があり、その権利は働きかけの度合いに応じて了解されるというもの」(藤村2006:111)と解釈している。

つまり、法の下にみんなが利用権を持つ公有地であっても、その利用における優先権のような強弱がその対象地へのかかわりの度合いによって規定されてくるというものである。だからこそ、私たちは、たとえ国や地方自治体が所有し、万人が使用することが合法である公共空間であっても、それが私たちの普段の生活空間であった場合、他者が侵入することに対して違和感や嫌悪感が発生するのである。

この理論を北根室ランチウェイに当てはめてみると、農道や生活道、生活空間などがその所有意識の対象となる。日常的にそれらの道や空間を利用している酪農家は、そういった土地への日々の働きかけによって「本源的所有」が形成されてくる。そのため、観光客との遭遇に違和感や嫌悪感を覚えると考えられる。このような公共空間における「地域課題」は「本源的所有」の観念が根拠となった上での利害関係によってもたらされるものであると解釈する。

3.2 「地域課題」解決のために

では、「地域課題」解決のためにどのような対策がより効果的であるかを考察したい。私は、観光客の位置づけに、利用だけでなく管理の属性を加えることだと考える。つまり、

今後の北根室ランチウェイの観光施策に観光客も動員して、地域の観光資源として成立してきている北根室ランチウェイの管理責任を負ってもらうことで、「本源的所有」を強く持つ地元の関係者や酪農家の人々を納得させることができると考えられる。これから観光客が、地域のファンとして北根室ランチウェイに関わっていくことができれば、今後の地域共生社会の実現への希望は見出せるだろう。

4. おわりに

本稿は、北根室ランチウェイが観光資源化する過程で、それに関わる様々なアクターの関係性に着目し「地域課題」の構築過程を明らかにすることを目的とした。またその考察を通して、公共空間における利用や所有の強弱といった力学を「本源的所有」という概念で示すこともねらいとしている。その結論は以下のようにまとめることができる。

まず、北根室ランチウェイに関わる様々なアクターは、利用者・所有者・管理者という属性を有しており、関係性の中でその属性が規定されている。またアクター同士の関係性を細分化していくと、彼らの社会の中での「地域課題」が明確になった。それは、利用者と所有者の間での課題であり、具体的には一部の酪農家が持つ観光客への違和感や嫌悪感である。

そのような「地域課題」に対し、北根室ランチウェイの管理主体はルート変更することによって解決を試みたのである。しかし、そのアプローチは新たな潜在的課題を誘発する結果へと繋がっていたのである。なぜならば、これまでの「地域課題」を捉えるフレームが微視的な次元からより巨視的な次元へと拡大したためである。私有と公有の間のコンフリクトだけでなく、公共空間におけるそれに関わるアクター間でのコンフリクトへ移行した。そういった公共空間に対してその違和感や嫌悪感が、地域社会には存在している。それを「本源的所有」という概念を使って解釈すると、公共空間における利用の優先順位や所有における強弱が地域社会には存在していることが明らかになった。またそれが、彼らの私有や公有における当初の「地域課題」に潜む要因であったともいえるだろう。

今後の地域創生と地域共生社会の実現を考えると、様々な「地域課題」が立ちほかかるだろう。そういった「地域課題」に対して、関係主体に視点を置いた構築主義的アプローチを用いて、微視的次元や巨視的次元といった様々なフレームで地域を捉えていくことにより、これまで盲点としてあった様々なコンフリクトを抽出することができるのではないだろうか。

北根室ランチウェイの観光資源化プロセスによる
地域社会への影響に関する研究

しかしながら本研究では、北根室ランチウェイの「地域課題」要因の全貌を明らかにすることはできていない。今後はより総合的に多様な次元で地域を捉え直し、「地域課題」の原因に対してアプローチしていくことが課題である。

謝辞

まずは、今回の研究においてお世話になりました中標津町の方々をはじめとするすべての皆様に感謝申し上げます。また今回このような形で執筆できたのは、日頃からお世話になっている下休場先生、金先生、木村先生をはじめとする北海道大学、国際広報メディア・観光学院の諸先生方、院生の仲間たちのご指導のおかげです。本当にありがとうございます。

最後に、「地域創生学研究」の執筆の機会を与えてくださった、北九州市立大学 地域創生学群の廣川先生をはじめとする諸先生方にお礼申し上げます。

<参考文献>

- 足立明、2001、「開発の人類学」『社会人類学年報VOL・27 2001』弘文堂。
- ヴァレン・L・スミス編 市野澤潤平・東賢太郎・橋本和也監訳、2018、『ホストアンドゲスト 観光人類学とはなにか』ミネルヴァ書房。
- 岡本伸之編、2001、『観光学入門』有斐閣アルマ。
- オルソン・マンサー 依田博、森脇俊雅訳、1996、『集合行為論 公共財と集団理論』ミネルヴァ書房。
- 観光庁、2010、『観光立国の実現に向けた取り組み』(<https://www.mlit.go.jp/common/000131293.pdf>)
2018年12月1日閲覧。
- 北根室ランチウェイ公式ホームページ (<http://kiraway.net/>) 2018年12月14日閲覧。
- キッセJ.I・M.B.スペクター 村上直之訳、1990、『社会問題の構築：ラベリング理論を越えて』マルジュ社。
- 金成玖、2018、『K-POP新感覚のメディア』岩波新書。
- 小磯修二・草刈健・関口麻奈美、2014、『コモンズ 地域の再生と創造-北からの共生の思想-』北海道大学出版会。
- 国土地理院 地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) 2018年12月14日閲覧。
- 小松秀雄、2007、「アクターネットワーク理論と実践コミュニティの再考」『神戸女学院大学論集』第54巻第2号。
- 齋藤純一、2000、『公共性』岩波新書。
- 鈴木龍也、2015、「フットパスとは-定義問題から見える日本のフットパスの特徴-」泉留維・嶋田大作・鈴木龍也・廣川祐司『地域、自然をひらくフットパス』JSPS科研費25340149。
- 鳥越皓之、1997、「コモンスの利用権を享受する者」『環境社会学研究』第3号pp5-14。
- 土井清美、2015、『途上と目的地-スペイン・サンティアゴ徒歩巡礼路 旅の民族史』春風社。
- 中標津町文化的景観検討委員会、2006、『「中標津の格子状防風林」保存・活用事業報告書』。
- 中島俊郎、2014、「ウォーキングの文化史：イギリス人はいかに歩き、何を生み出したか」『甲南大学紀要 文学編164：59-77』(<http://doi.org/10.14990/00001113>)。

- Hardin Garrett, 1968, 「The Tragedy of the Commons」『Science』162巻3859号1243-1248
American Association for the Advancement of Science.
- 平松 紘、1999、『イギリス緑の庶民物語-もうひとつの自然環境保全史-』明石書店。
- 廣川祐司・坂本祐基、2014、「日本のフットパスにおける起源とその社会的意義」『基盤教育センター紀要(20)』
pp107-128, 2014-12.
- 廣川祐司、2014、「地域活性化のツールとしてのフットパス観光-公共性を有した地域空間のオープンアクセス
化を目指して-」『地域課題研究』北九州市立大学都市政策研究所, pp59-75。
- 藤村美穂、2006、「土地への発言力」宮内泰介編『コモنزを支える仕組み レジティマシーの環境社会学』
新曜社。
- 町田市観光コンベンションセンター実行委員会、2013、『「講演抄録集」フットパス・シンポジウム2013in町田』。
- Mancur Olson, 1965, 『The Logic of Collective Action:Public Goods and the Theory of Groups』Harvard
University Press.
- ミシェル・ド・セルトー 山田登世子訳、1987、『日常の実践のポイエティック』国文社。
- 山下晋司、2011、『観光学のキーワード』有斐閣アルマ。
- 吉見俊哉、2001、『カルチュラル・スタディーズ』講談社。
- レベッカ・ソルニット 東辻賢治郎訳、2017、『ウォークス 歩くことの本質』左右社。